

食品安全委員会（第266回会合）議事次第

1. 日時及び場所

平成20年12月11日（木） 14:00～
大会議室

2. 出席委員（7名）

見上	彪	（委員長）
小泉	直子	（委員長代理）
長尾	拓	
野村	一正	
畑江	敬子	
廣瀬	雅雄	
本間	清一	

3. 議事

- (1) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）
 - ・と畜場法第9条の規定に基づき定められたと畜場法施行規則第7条第1項各号に掲げると畜業者等の講ずべき措置に係る基準に、とさつに当たっては、ピッシング（とさつ時のワイヤーによる脳及びせき髄の破壊）を行わないことを新たに追加する場合
（厚生労働省からの説明）
- (2) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
 - ・農薬 5品目（⑤はポジティブリスト制度関連）
①ノバルロン ②ピラクロストロビン ③ボスカリド
④メタアルデヒド ⑤メトミノストロビン
（厚生労働省からの説明）
- (3) 動物用医薬品専門調査会における審議状況について
 - ・「鶏伝染性気管支炎生ワクチン（アビテクトIB/AK）」に関する意見・情報の募集について
 - ・「鶏脳脊髄炎・鶏痘混合生ワクチン（ノビリスAE+Pox）」に関する意見・情報の募集について
 - ・「塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウムを有効成分とする牛の注射剤（酢酸リンゲル-V注射液）並びに塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウム」に関する意見・情報の募集について

- (4) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について
- ・ 農薬「ジクロスラム」に係る食品健康影響評価について
 - ・ 農薬「ヘキサジノン」に係る食品健康影響評価について

(5) その他

4. 配布資料

- (1) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）
 - (2-1) 食品健康影響評価について
 - (2-2) 「ノバルロン」、「ピラクロストロビン」、「ボスカリド」及び「メタアルデヒド」の食品安全基本法第24条第1項に基づく食品健康影響評価について
 - (2-3) 「メトミノストロビン」の食品安全基本法第24条第1項及び第2項に基づく食品健康影響評価について
- (3-1) 動物用医薬品専門調査会における審議状況について〈鶏伝染性気管支炎生ワクチン（アビテクトIB/AK）〉
- (3-2) 動物用医薬品専門調査会における審議状況について〈鶏脳脊髓炎・鶏痘混合生ワクチン（ノビリスAE+Pox）〉
- (3-3) 動物用医薬品専門調査会における審議状況について〈塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウムを有効成分とする牛の注射剤（酢酸リングル-V注射液）並びに塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウム〉
- (4-1) 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈ジクロスラム〉
- (4-2) 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈ヘキサジノン〉